

恵庭市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月14日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第10号

恵庭市議会委員会条例の一部を改正する条例

恵庭市議会委員会条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第19条（略） (出席説明の要求) 第20条（略） (秩序保持に関する措置) 第21条（略） 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。 3（略）	第1条～第19条（略） (出席説明の要求) 第20条（略） 2 <u>前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u> (秩序保持に関する措置) 第21条（略） 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。 3（略）

現行	改正案
<p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聞こうとする</u>案件その他必要な事項を公示する。</p>	<p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こうとする</u>案件その他必要な事項を公示する。</p>
<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第 23 条 (略)</p>	<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 27 条において同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。</p>
<p>(公述人の決定)</p> <p>第 24 条 公聴会において意見を<u>聞こうとする</u>利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で</u> 申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第 24 条 公聴会において意見を<u>聴こうとする</u>利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べる</u>ことができる。</p>
<p>(公述人の発言)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(公述人の発言)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第 26 条 (略)</p> <p>(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)</p> <p>第 27 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、</p>	<p>第 26 条 (略)</p> <p>(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)</p> <p>第 27 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、</p>

現行	改正案
<p>又は文書で _____意見を提示することができない。 ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人) 第28条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書)による意見の陳述の規定を準用する。</p> <p>(記録) 第29条 (略)</p> <p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 前2項の記録は、議長が保管する。</p> <p>第30条 (略)</p>	<p>又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。 ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人) 第28条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>4 参考人については、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書等)による意見の陳述の規定を準用する。</p> <p>(記録) 第29条 (略)</p> <p>2 <u>前項</u>の記録は、議長が保管する。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。この場合において、<u>同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代える</u>ことができる。</p> <p>第30条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

この条例は、公布の日から施行する。